

メディアのローカリティと地方自治

メディアにおけるローカリティがどのように担保されているのか、それが地域の、そして日本社会の民主主義にどのような意味を持っているのかを一緒に考えます。



やま だ けん た
山田健太
専修大学ジャーナリズム学科
教授
専門は言論法、ジャーナリズム研究。日本ベンクラブ副会長、情報公開クリアリングハウス理事など。近著に『法とジャーナリズム第4版』『ジャーナリズムの倫理』『愚かな風—付度時代の政權とメディア』『沖繩報道』『現代ジャーナリズム事典』（監修）など。

いま多くの人と比べて、最も身近なメディアはインターネットに違いありません。その窓口となるのは掌のなかのスマートフォンです。そこからあふれ出る知識や情報のなかで私たちは日々の生活を過ごし、そして政治的選択を行っているわけです。もちろん、いまだ日本においては地上波放送（テレビ）や一般日報（新聞）が一定の社会的影響力を保持していることも見過ごせません。

しかし若年層に留まらず、各種調査によればほぼすべての世代で、情報接触の際に利用するサービスの上位は、SNSと呼ばれるツイッターやフェイスブック、インスタグラムやユーチューブが一般的であり、今日のコロナ禍のなかで行政のライン利用も一段と加速しています。もはや、これらの手軽で双方向性や匿名性が保障され、しかも無料の情報サービスは、私たちの生活の一部となり、行選択や意思決定に欠かせないものになって

いるということになります。本稿では、メディアが地域においてどのような役割を担っているのか、逆にいえば、メディアにおけるローカリティがどのように担保されているのか、それが地域として日本社会の民主主義にどのような意味を持っているのかを一緒に考えることにしたいと思います。あるいは私たち一人ひとりのメディアとの付き合い方を考えるうえでも大切なことだと思うからです。

コモン（共通の場）

ある特定の地域に住む人々（とりあえずここでは「住民」と呼ぶことにします）にとって、共通の場が存在することは大切です。町内の自治会がしかり、日本独自のコミュニティ・スペースである公民館もその一つです。ちなみにこの公民館はおおよそ人口比に

果たしていたともいわれています。まさに近所同士の裸の付き合いということ。こうした物理的に近隣住民が顔をあわせる場が存在することによって、どんな人が住んでいるかを知り、それが住民同士のつながりを生み、地域の安定や改善にも結びつくと言われてきたわけです。時にはそこで、共通の話題について話が交わされ、時には課題解決に向かうこともあるでしょう。まさにもともと基本的な住民自治ともいえます。

こうした物理的なつながりを担保する場を補足するものとして、最初の例でいえば自治会の回覧板や、公民館の発行する便りや会報があります。それらを通じ私たちは、来週は除草剤の散布があるから洗濯物を干すのをやめようといった身近な生活情報から、近くの高齢者施設で行う傾聴ボランティアを募集しているのか、そもそも傾聴って何だろう、といった地域活動や新しい関心のきっかけをつかむわけです。

ただしこれらの情報発信力は限られていて、もう少し広範囲の人に知ってもらいたいことや、その地域の人々に伝えたいことを実現するには、別のメディアが求められることとなります。まさに空間的な「共通の場」の設定であり、時に言論公共空間と呼ばれてきたものです。そして一般的に、こうした空間を提供するのは常設的なメディア、これまでは言論報道機関の役割とされてきました。

より具体的には、本や雑誌、新聞やテレビ・ラジオといった「マスメディア」の存在です。日本はさまざまな歴史の経緯を経て（ここではその内実は一切省きます）、幸いにもこうしたマスメディアが実態として存在してきたとても珍しい国です（幸いにも、の評価も本当はさまざまかもしれませんが、この点もすべて割愛します。拙著をご参照ください）。

先にあげたように全国2万店舗の本屋があることで、全国どこに住んでいてもおおよそ自分の街で、さまざまな本に出会うことができました。本との出会いは図書館よりも身近な存在であったともいえます（公共図書館はまだ日本には3000強しかありません）。しかもその店頭では、新刊の雑誌も読めるし、文庫・新書からちよっとした専門書まで実際に手に取ることができるわけです。

同様にこれまた全国どこに住んでいてもおおよそ、毎朝、新聞が自宅に届けられる制度（戸別配達・宅配）が整備されており、テレビやラジオの受信機さえ買えば、そこから番組が流れてきます。日本では当たり前風景ですが、こうして全国あまねくテレビや新聞が行き渡っている国は、ちよっと人口が多い国のなかでは世界で唯一の国であることを知っていただけだと思います。

まさに、マスメディアが存在することによって、その地域の人におおよそくまなく情報が届き、その読者・視聴者である住民の間

応じて均等に設置され、かつては全国で2万館が存在していました（類似施設を含む）。しかし2000年代に入り急速に減少し始め、現在は1万3000館程度で推移しています。

実はこの「2万」という数字は大きな意味を持っており、全国をおおよそ網羅する数字とされてきました。たとえば特定郵便局しかり、コンビニエンスストアしかりです。そしてメディア関係でいえば、書店の数もかつては2万だったし、新聞販売店の数も2万だったのです。いわば、どの地域においてもおおよそ存在する情報発信拠点ということを意味します。

もちろんこうした地域住民の「共通の場」は、教会や寺院といった宗教施設であったり、ヨーロッパの街並みに残っているピアッツアやプラッツ（噴水や彫像などを囲んだような小さな広場）ということもあるでしょう。日本では、かつては銭湯が同様な役割を

で「共通の話題」として、さまざまな地域・地方の課題をそれぞれが知り・考え、そして議論する土俵が形成されてきたということになります。こうした住民間、あるいは地域・コミュニティにおける共通の場（コモン）の存在は、地方自治とメディアを考えるうえでの出発点です。

ローカリティ（地域性）

そのうえでこの課題は、こうしたメディアが地域に即した話題提供をしているかということ。見出しにあげた地域性がきちんと発揮されていないと、あえていえば世界の情勢や日本（専ら東京）の政治状況には詳しくても、足元の自分が住んでいる地域については関心もなければ、何の知識・情報もないというところになってしまいます。それでは、形ばかりの地方自治があったとしても、早晚衰退していくことにならざるを得ません。

その意味で、先にあげた新聞やテレビの地域性が問われるわけですが、制度上、日本のメディアは三層構造でできあがっており、地域特性を大事にしてきたとされています。すなわち、ナショナル（全国）・ローカル（地方）・コミュニティ（地域）という分け方で、新聞ならば全国紙・地方紙・地域紙というおおよその区分があります。みなさんの住んでおられる地域でも、朝日・毎日・読売・産経・日経という全国紙と、県紙と呼ばれる県

を代表する新聞、そしてさらに販売エリアが限定されている郷土紙とかコミュニティ紙と呼ばれる新聞があるのではないのでしょうか。テレビでいえば、NHKは全国放送で、その他の民放テレビ局は地域（県域）放送です。これは電波法（放送法）という法律によって、国家免許で規定されていますが、この結果、民放テレビ（ラジオも同じです）は、その地方に根付いた地域の放送をすることになります。なお、東阪名と呼ばれる、東京圏・大阪圏・名古屋圏は周辺の県を含めた広域免許が認められているほか、いくつかの地域では県境をまたいだ放送がなされています。さらにいえば、政府の放送政策によって戦後、テレビはその地方の市場規模によって放送局の数を決めており、1つの地域には2つから6つの民放局が存在します。そして前に触れた複数県での放送が認められることで、おおよそどの県でも5つ程度の民放チャンネルが視聴できる体制がとられています。これに、全国放送のNHKの2チャンネル（総合と教育）をあわせ、7つ前後のチャンネルからほぼ24時間、テレビ番組が流れています。

ここでのポイントは、複数の放送局が適度の競争関係を保つなかで、地域の出来事取材し報道しているということとです。また、その地方の歴史や文化的な背景を踏まえ、地域に根差した放送を実現する環境ができていくということになります。いまここで「放送さ

の監視機能が維持されてきたとされます。実際、アメリカの研究所の調査では、当該地方に新聞がなくなると（そういうところが世界中に増えていきます）、その地方政府が腐敗する傾向があるとされます。人も組織も周囲の目がないと暴走するというのは、古今東西共通しているのではないのでしょうか。こうした課題を抱えつつも、これまで日本の多くの地方では、まがりなりにも自由で独立したメディアが存在し、しかも継続的安定的に紙面や番組を作ってきたことで、その地域の民主主義社会を支えてきたといえましよう。また独自性をもった取材・制作力で、一定程度の多様性や多元性も維持してきたといえるのではないのでしょうか。繰り返すならば、地方ごとの多様で豊かな知識や情報が、自由闊達に流通している環境があることで、人々は成長し、社会は最善の選択をしていくことができるというわけです。ただしインターネットの登場は状況を大きく変えつつもあります。いうまでもなく、ネットの世界に県も国もありません。その情報は世界中を瞬く間に駆け巡るわけです。その結果、メディア媒体の「ローカル」という物理的な概念自体も変わらざるを得ないといえます。従来は、ここまで書いてきたように、放送や販売のエリア（範囲）を基準として、ローカルメディア（県紙・地方局）を規定してきましたが、デジタル・ネットワーク

れている」と書かなかつたのには理由があります。まさに、地域性が発揮された放送が本当になされているのだろうか、という指摘があるからです。

1つには全国の民放局は東京や大阪の放送局を中心にネットワーク化され（東京の放送局をキー局と呼ぶのはそのためです）、ほとんどの時間帯は地元の放送局の制作ではなく、東京や大阪で作られた番組が流れているという実態があります。もちろんこれには必然的な理由と、実態的な要因があります。前者は、たとえば北海道の放送局が沖繩の事件を伝えようと思った場合、そのニュースは沖繩の放送局から映像をもらわないと成立しません。したがって、取材・報道のネットワークがどうしても必要で、地域ごとの放送局がギブ・アンド・テイクの関係で、ニュース素材のやりくりをしています。そして後者は、事業規模が小さい地方局が、24時間を埋めるだけの番組を自分たちで作るには、予算的に無理があり、いわば事業上の提携をする必要があるということになります。

そうすると当然、東京（あるいは大阪）の放送局の都合や、全国規模の広告スポンサーの意向を反映せざるを得ない状況も生まれますし、そもそも、物理的な放送時間にしても地方枠はどんどん小さくなってしまいうことになりかねません。これは、地方局が地方局であることのアイデンティティである地域性を

化によって、その読者・視聴者はボーダレスになっていくからです。実際、たとえば県域地上波ラジオのインターネット版であるradiko（ラジオ）は、ちよつとだけお金を払うと、全国のラジオ放送を自由に聞くことができます（エリアフリー視聴）。好きなパーソナリティがいるから、出身県の生情報が知りたいなど、さまざまな理由で着実にリスナーの数を増やしているといわれています。ここからわかるのは、その局・番組の独自性があれば、それを求める人がいて、そのマーケットは県を超えて存在するということです。

もちろん、ビジネス上でうまく成功するかどうかは不透明な部分があるにせよ、ローカルな知識や情報が「地産地消」だった時代から、ローカルティが地域を超えて多くの人を幸せにし、その地域の良さを理解する人が増えるという可能性があると示しています。技術の進歩によって情報の流通の仕方は変わっていくわけですが、世の中の情報すべてがグローバルな、あるいはナショナルなものだけになっては、最も身近な社会（コミュニティ）の基盤は揺らぐことでしょう。しかしボーダレスになることで、改めて地域性が再確認され、それによって強化されるということもあることを現わしています。あるいは、インターネットがローカルのなかの各コミュニティをつなぐ、情報の空白を

失う危険性を孕むものです。一方で、先ほど述べた構造の最も身近な層に位置する地域においては、コミュニティ放送と呼ばれるFMラジオ局が存在します。普段はあまり気にされない放送ですが、阪神淡路大震災や東日本大震災といった災害時には大きな存在意義を示してきました。臨時放送局として数多くが開設され、人々を勇気づけ復興を支えてきたからです。最も地域性（ローカルティ）が発揮されたメディアといえるでしょう。

デモクラシー（民主主義）

地域性の喪失の話に戻るなら、ジャーナリズムの問題としても、地元地域の取材力が弱まることになれば、その地域の文化の継承にとつての影響も出ますし、当該地方の権力監視といった面でも不安が出てきます。もちろんこれは、テレビに限った話ではありません。新聞においても、少し違った意味での問題指摘があります。それは、当該地方に力を持った新聞が1つしかないことによる弊害です。メディアが独占状態にあると、どうしても地方の行政組織や地元経済界との距離が近くなつて、その結果チェック機能が弱まるのではないかと心配です。

日本の場合、先にお話ししたように全国紙が存在していることで、地方紙vs全国紙の競争が生まれ、その結果として地方自治体等へ埋める役割を果たすことが期待されます。ナショナルメディアからみるとローカルメディアたる地方局や県紙は十分に地域性を有しているわけですが、一方で大きすぎるという側面もあります。たとえば、県選出の国会議員は知っていても市議会議員は知らない、県知事の顔は分かっても、町長は分からないといったことはよく起きる現象です。その要因の一つは、ローカルメディアが十分に地域の出来事やカバリーしていかかったり、していたとしてもお祭りなどの町の行事などに偏ってしまつていて、問題解決に結びつくような社会選択や政治選択のための情報については、決定的に不足しているということがあるからです。

都市化と過疎化が同時進行している日本において、住民同士そして住民と行政をつなぐことは、いかにローカルティを維持するかの肝であり、地方自治を進めていくうえで大切な点です。地域の中で共通の場（コモン）を設定し、共通の話題を議論できるメディアが存在することで、地域性（ローカルティ）を保持しながら自分たちの歴史や文化を守り発展させていくことができるでしょう。それはまぎれもなく、地域社会を構成する一員としての役割を果たすことと重なり、住民自治Ⅱ民主主義（デモクラシー）の実践となることと思えます。その意味からも、メディアの役割はますます重く大きくなるのです。

4	新年のごあいさつ 憲法と地方自治の危機に立ち向かおう	●岡田知弘
6	【直言】観光にみる物質代謝の攪乱	●中林 浩
8	【連載企画】「新型コロナ」から日本の社会を考える 第19回 コロナ禍のもとでの保育の状況と国・自治体の対応、保育制度改善の課題	●井上晶子
特集 メディアでつながる市民自治		
12	メディアのローカリティと地方自治	●山田健太
16	コミュニティ放送で語りはじめた若者たち	●松浦さと子
20	フィラデルフィア市民はいかにして地域テレビ PhillyCAM を獲得したか —アメリカ住民闘争27年、真の公共メディアはこうして誕生した	●魚住真司
24	中海テレビと市民運動の関わり—中海物語を題材に	●上田和泉
27	【大阪】住民自治、市民協働を伝える市民ジャーナリズム ローカリズム×ジャーナリズム 市民の直接的行政参画の具現化に向けて	●いしだ はじめ
30	2021衆議院議員総選挙から何を学ぶか—今後の展望に向けて	●川上 哲
【連載】		
34	人つながる⑩ すべての人に星空を—「病院がプラネタリアム」の実践	●高橋真理子
35	公立美術館の光と影	
	第3回 公立美術館にとって住民とは	●武居利史
36	シリーズ 地域発信 旅と暮らし	
	第4回 旅から暮らしへ	●八須友磨
38	検証 津久井やまゆり園事件を人権の視点から考える	
	第5回 背景要因はいまだ解決していない—神奈川県とかながわ共同会の責任について	●小野 浩
42	くらしと自治と憲法と	
	第8回 ジェンダー平等と日本国憲法	●藤枝律子
7	@ NEWS 東京都 都立・公社病院等の地方独立行政法人化への定款が可決	●石橋映二
41	BOOK REVIEW	
44	Jつうしん いしかわ自治体問題研究所／おきなわ住民自治研究所	
45	自治の風—東京・多摩から	
	第3回 わたしたちの手で「まち・社会・未来」をデザインする ～価値観を共有するのではなく、共有できる価値観をその人と発見しカタチにする～	●妹尾浩也
46	ローカル・ネットワーク	
47	年賀広告	
50	編集後記	

表紙写真「KEN'S LENS」

◆布袋さん（山寺）一写真 大坂 健
埼玉自治体問題研究所の山形県大石町視察ツアーの際に山寺（宝珠山立石寺）を訪れた。山寺は、芭蕉が「閑さや岩にしみ入る蝉の声」と詠んだ処としても知られている。山寺登山口の階段から上ると、根本中堂が正面にあらわれる。そこに鎮座している布袋さんに触れると御利益があるといわれている。布袋さんに対面するとなぜかなんとなくお腹にタッチしてしまう。腹は福に通じているからなのか。（山形県山形市山寺）



スケッチ 芝田英昭

住民と自治

JUMINTO JICHI MONTHLY

編集 自治体問題研究所

五訂版 習うより慣れろの市町村財政分析



●基礎からステップアップまで

大和田一紘・石山雄貴・菊池 稔 著

「統計局のデータベース（e-Stat）まで対応した必携の一冊」

【地方自治は、「民主主義の学校」であり、その到達点は「財政民主主義」で計れる…行政から「財政が厳しい」などと断られてひるむことがないように「わがまちの財政状況」を知ることが大切…】『しんぶん 赤旗』『読書 ほんだな』2021年11月28日の紹介より。「決算カード」を活用した財政分析の基礎を紹介し、統計局のウェブサイト（e-Stat）から「地方財政状況調査」データの抽出と財政分析の手法をパソコンの操作を示しながら解説。わがまちの財政状況を読みこなせる市町村財政分析の決定版。 定価 2860円

自治体研究社

〒162-8512 東京都新宿区矢来町123 矢来ビル4F
TEL 03-3235-5941 FAX 03-3235-5933

https://www.jichiken.jp/
E-mail info@jichiken.jp

わが国唯一の高齢期福祉・介護専門誌

月刊 ゆたかなくらし

No.474

超高齢者に聴く
わたしの生い立ちを聞いて

2022年1月号

●100歳の方たちが生きてこられた時代
黒田貴子

●超高齢者に聴く
特養かりふ・あつづ（北海道／特養あかしや共生苑 山形県／特養ゆいの里 長野県／特養上井草園 東京都／特養ゆいの里 長野県／CH23やか 愛知県／CHエリ 千葉県）
●地域で老問研活動をするということ
新井幸恵

●資料「介護政策の抜本的転換を求める7団体の要求・要望」

No.473

科学的介護（LIFE）はほんとうに科学的か
第8期の介護保険制度改定を検証する

2021年12月号

●変質する制度と求められる福祉
鈴木恂子

●第8期介護保険制度・介護報酬改定は現場に何をもちたか
（改定の実情・現場からの問題提起）
小林浩司

●第8期介護保険制度・介護報酬改定は現場に何をもちたか
（動機・ターゲットでLIFEを切る）
須田英男

●介護保険制度改善を求める広島市民の取り組み
大島順一

編集 ● 全国老人福祉問題研究会 発行 ● 時潮社 ● 定価 815円（税込）・年間購読 9780円 ● B5判 64ページ

〒174-0063 東京都板橋区前野町4-62-15 時潮社 TEL03-5915-9046/FAX03-5970-4030